

行方市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

行方市長



行方市条例第 6 号

行方市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

行方市医療福祉費支給に関する条例(平成 17 年行方市条例第 87 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ただし書中「第 80 号」の次に「。以下「高齢者医療確保法」という。」を加える。

第 3 条中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第 4 条第 1 項中「国民健康保険法，高齢者医療確保法又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「組合員」の次に「，加入者」を加え，同条第 3 項中「国民健康保険法，高齢者医療確保法若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 184 号)による改正前の児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号。以下「旧児童手当施行令」という。)第 1 条に」を「規則で」に改め，同項第 2 号中「7 月 1 日(前々年の所得にあつては前年の 7 月 1 日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 28 条第 10 項の規定によりその例によるものとされる同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 66 条第 3 項の規定に基づき，国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和 61 年政令第 54 号。以下「経過措置政令」という。)第 46 条第 4 項に」を「，規則で」に改め，同項第 3 号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 259 号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下「旧特別児童扶養手当施行令」という。)第 2 条第 1 項に定める額に 533,000 円を加えた」を「規則で定める」に，「旧特別児童扶養手当施行令第 2 条第 2 項に」を「規則で」に改め，同条第 2 項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は，地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税(特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし，所得の額の計算方法は，規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。